

産むことと育てることの結合の圧力

—「こうのとりのゆりかご」と特別養子制度から—

立命館大学大学院先端総合学術研究科生命領域 1 回生
吉田一史美

はじめに

養子家族は「血縁によらない親子もある」や「新しい家族のあり方である」と語られることが多い。養子縁組の先行研究では、主に養親の奮闘や養子の葛藤などの養親子に関する議論が展開される。しかし、養子研究が養子を育てる養親の観察や考察だけに留まるなら、それは問題の半分を取り扱っているにすぎない。養子をめぐる状況は、養子となる子どもを産む実親も同様に考察対象としなければならない。

養子となる子どもを産む実親、すなわち事情によって育てられない子どもを産む女性をめぐる論点はどこにあるのか。産んだ子どもを養子に出すという選択肢を選んだ彼女たちは、産むことと育てることを切り離した。しかし、産むことと育てることの分離は、一般的にはあまり受け入れられていないらしい。養子研究でさえ、この視点から論じることが少ない。少なくとも日本では、子どもを産んだ母親は責任をもって育てなくてはならないという規範が強く、産むことと育てることに強力な結合があるのではないだろうか。

この論点に関して興味深い実例を提供するのが、熊本市にある慈恵病院が 2007 年に創設した「こうのとりのゆりかご」（以下、「ゆりかご」）である。「ゆりかご」は、事情によって育てられない子どもを妊娠し出産した女性たちの母子救済のシステムとして創設された。「ゆりかご」は産むことと育てることが必ずしも一体ではないことを考えさせる手がかりである。しかし、メディアは「ゆりかご」運用開始当初、親たちの育児放棄を助長するという観点から「ゆりかご」への強い批判や懸念を表明する。だが、育児放棄とは育てようと思って産んだが育てられないことであり、それは「ゆりかご」が想定した産むことと育てることの分離を最初から備えた事態ではない。メディアが「ゆりかご」は親の安易な育児放棄を招くとして批判的だった背景には、産んだ母親は責任をもって育てなくてはならないという暗黙の前提があるのだろう。日本では、中絶をめぐる歴史が欧米と異なり¹、中絶そのものを認めないというのではなく、むしろ女性自身の不用意な妊娠の責任をとることとして中絶が想定されていると考えられる。これは、産んだ母親が育てるべきという産むことと育てることの強力な結合の規範、子どもを育てる義務を果たせない母親は子どもを産むべきではないという規範である。

本稿では、「こうのとりのゆりかご」の報道と利用状況を取り上げ、養子制度へと考察を広げる。その上で産むことと育てることの結合／分離をめぐる、妊娠した女性たちが置かれている状況を検討する。

1. 「こうのとりのゆりかご」の報道と利用状況

慈恵病院の「こうのとりのゆりかご」をめぐる報道を確認する。子どもの生命を救う“baby hatch” (The Japan Times)から、親の子捨てを助長する「赤ちゃんポスト」まで、「こうのとりのゆりかご」はさまざまに議論され報じられてきた。2007年の5月10日に運用を開始した慈恵病院の「ゆりかご」に、初日に預けられたのが3歳児だというニュースに驚いたのは記憶に新しい。この事実は、「ゆりかご」への批判を高めるには十分であった。読売新聞は以下のように報じている。

病院は10日正午、ゆりかごの運用を開始。関係者によると、男児が預けられたのはその2、3時間後らしい。男児は名前を名乗り、「父親から（ゆりかごに）入れられた」と話している。話の内容から、熊本県外から連れて来られたとみられる。健康状態は良好で、身元を示すものはないという。県警は男児の身元を特定し、保護者から事情を聞く方針。蓮田太二副院長は15日、「もし事実だとしても、そうでないとしても、医療人としてコメントできない」との談話を出した。4月5日にゆりかご設置を許可した熊本市も「児童福祉法や市情報公開条例に基づき、子どもの人権を守る立場にある。事案の有無を含めてコメントできない」としている。（『読売新聞』2007年5月15日付）

ここで一つの素朴な疑問が生まれる。病院も熊本市も公表していないにもかかわらず、メディアはその詳細を報じている。「ゆりかご」運営側は子どもの人権を守るために公表を控えているのに、なぜこの記事は「関係者」から取材してそれを公表するのか。その後も「関係者」への取材は続き、病院や熊本市が一切を公表しないなか、メディアはそれまで預けられた人数や性別を記事にしていく。記事は預けられた時間帯や健康状態を公開し、親の刑事責任の有無を判断している。当時、預けられた子どもたちについて、逐一に詳細を報ずるメディアの姿勢に違和感を覚えた人も少なからずいただろう。

「ゆりかご」の利用状況が公式に発表されたのは、運営開始から1年4ヶ月後であった。慈恵病院の「こうのとりのゆりかご」について検証する「こうのとりのゆりかご検証会議」（柏女霊峰淑徳大教授ほか）が熊本県庁でひらかれ、2008年9月8日に中間報告が熊本市に提出された。報告書は2007年5月10日から2008年3月31日までの期間に合計17人の子ども（男児13・女児4、新生児14・乳児2・幼児1）の預け入れがあり、うち親の居住地が判明している10件について親の状況を報告した（熊本県少子化対策課2008）。それによると、判明した居住地はすべて熊本県外で、母親の年齢は10代1割、20代3割、30代と40代で6割であった。母親の状況は、未婚者の事例は確認されておらず、既婚事例6割、ひとり親家庭4割であった。預け入れられた子どもにきょうだいがいる事例は9割を占めた。子どもを預け入れに来た者は、母親一人で来た事例、男女で預け入れに来た事例、祖父母が預け入れに来た事例などさまざまであった。既にきょうだいが養育困難として乳児院に入所措置されているなど、親の居住地の児童相談所が関わっていた事例があり、また預け入れる前の段階で親が居住地の児童相談所に相談している事例が複数あった。報告書では外国人の子どもや障がいのある子どもが預け入れられたケースがあったことも明らかにされている。

この報告に関する記事の読売新聞の見出しは「赤ちゃんポストに子ども預けた母親、6

割 30～40 歳代」(『読売新聞』2008 年 9 月 9 日付) と書かれ、「こうのとりのゆりかご」の設立当初の想定と利用者の現実との差異を報じている。17 件のうち親の居住地が判明している 10 件の状況が全体を反映しているわけではなく、残りの 7 件における未婚者や 10-20 代の割合については明らかではない。「10-20 代の未婚者が新生児を預けていく」ケースが、匿名の 7 件に含まれているかもしれないことは報告書から想像できる。

そもそも「こうのとりのゆりかご」は、どのような背景、意図のもとで設立したのか。慈恵病院ホームページによると、モデルになったのはドイツのベビー・クラッペ (Baby Klappe) である。ベビー・クラッペはドイツ国内で 70 ヶ所以上あり、年間 40 人の子どもが預けられている。2004 年にドイツへ視察に赴き、それを慈恵病院で採用したという。蓮田太二理事長は「こうのとりのゆりかご」設立にあたって、日本の社会情勢について述べる。前 2003 年に熊本県内で嬰兒が遺棄されて死体で発見された事件 3 件、2004 年に起こった「18 才の無職の少女が産み落としばかりの女兒を殺して庭に埋める事件や、21 才の専門学校生が汲み取り式トイレで女兒を産み落とし窒息させ 6 年の実刑判決を受けるといった痛ましい事件」を挙げる。親子間の殺人事件や児童虐待に関する相談件数および児童の虐待死件数なども、今後の子捨ての増加を懸念させるという。少女や若い女性の「痛ましい事件」への言及に続いて、蓮田は「神様から授かった尊い生命を、何とかして助けることができなかつたのか？ 赤ちゃんを生んだ母親もまた救うことができたのではなからうか？ という悔しい思いをし、そしてどうしても赤ちゃんを育てられないと悩む女性が、最終的な問題解決としてドイツと同じように赤ちゃんを預けるところがあれば、母子共に救われると考え、今回当院にそのような設備を整えることとしました」と設立の趣旨を述べている。「こうのとりのゆりかご」が救おうとした「痛ましい事件」の母と子は、報告書では明らかでない 7 件にどれくらいあったのだろうか。

2. 「養子」ではなく「中絶」を選択する女性たち

産むことと育てることの強力な結合は、女性たちに対する圧力となると考える。日本では、望まない妊娠をした未婚の女性の選択肢は「中絶する」か「育てる」かの決断を迫られやすい。彼女たちは中絶をするか、一人で育てていく決心をする。

匿名で子どもを預けることのできる「こうのとりのゆりかご」は、産むことと育てることが結合している「育てる」あるいは「中絶する」という二者択一に、第三の選択肢を用意したかのようにみえる。しかし、実際に「ゆりかご」を利用した事例の過半数は、「育てようと思って産んだが育てられない」というケースである。ひょっとしたら、第三の選択肢を必要とする「中絶もできない／したくない、育てることもできない、産むしかない」という窮地の少女や女性もそれほど多くいなかったのかもしれない。

子どもを産むしかなかった女性たちが、子どもを手放す方法の一つが養子縁組である。特別養子制度は、1973 年の菊田医師実子斡旋事件と子捨て／子殺しという当時の社会問題を背景に社会が要請し、1987 年に立法化された。しかし、お腹に赤ちゃんを宿して途方に暮れる母たちにとって、特別養子縁組は現実的な制度ではない。実際、特別養子縁組の成立および離縁に関する処分件数は、導入直後の 1990 年以降減少し続けており、現在は 400 件前後で推移している(最高裁判所事務局)。また、同制度成立以前および以後の里親による養子縁組件数は、400 件程度から近年 250-350 件前後へと減少している(厚生省大臣官房

統計調査部，厚生労働省大臣官房統計情報部)。成立前の養子縁組をした里親と特別養子縁組件数を比較するとそれらが大きく、さらに成立後の両者の件数が減少傾向にあることから、同制度の成立がより多くの母と子どもたちを救ったとはいえない。

法学研究でも、新制度の施行から 10 年が経った 1998 年、鈴木博人は「特別養子制度が本当に児童福祉型の養子制度であるのか」と、実のところ疑問がある(鈴木 1998: 373)と述べている。さらに、特別養子制度 20 周年を迎えた 2008 年、それを記念して開催された学会で、特別養子制度はこの 20 年で児童福祉から「むしろ遠のいた」と回顧された²。制度の設計の不備は、専門の斡旋機関の設置をはじめとして詳細に指摘されている(湯沢 2007 他)。しかし、養子から未婚の母たちを遠ざけているもっとも深刻な特別養子制度の欠陥は、養子となる子の実母の出産・縁組の記録を実母の戸籍に公示することである³。合法的に子を手放しても、自分が出産した事実が戸籍に残れば、未婚者で子どもを育てられない場合は中絶すると考えるのが妥当であろう。すくなくとも中絶期を逸し、出産にいたった場合に、子捨て／子殺しを招きかねないことは事実である。さらには、窮地にある女性たちを自殺や母子心中、虐待などへ走らせてしまうとも考えられる。この点は、特別養子制度の成立過程で産婦人科医の菊田昇医師によって再三指摘されていたが、立案者たちには考慮されなかった。

日本では中絶の大きな理由が「産めない」ではなく「育てられない」ことにある。すなわち、「養子」ではなく「中絶」することが、不用意な妊娠への責任の取り方として想定されている。欧米のプロライフでは、育てる／養子という選択肢が用意されているが、日本では育てるという選択肢のみである。ここに、日本における中絶をめぐる論点がある。

メディアでは「ゆりかご」と養子制度を関連させる議論は少なく、子捨て母(父)の義務やモラルを問い、育児放棄を促すという懸念、批判が多い。育てられない子どもを中絶せずに産み、安全に手放そうとする女性がこの議論の中心に置かれたいのは、女性たち(の願望)の存在が社会的に容認されているのではなく、無視されているからではないだろうか。10-20 代で望まない妊娠をした少女／女性の社会的に最善で唯一の策が「中絶」であるために、「ゆりかご」がスタートしてもなお「痛ましい事件」はなくなる。そして彼女たちを追い込んだ産むことと育てることの結合の圧力が既婚者、祖父母さえも育児の限界に追い込み、「ゆりかご」へと走らせたのだろう。「ゆりかご」の利用実態で設立当初の想定とは異なる事例が多かったこと、そしてそれが未婚の 10-20 代の事例の数を上回ったことは、同じことに起因しているといえる。

3. 特別養子制度における「実母」の扱い

産むことと育てることの結合を前提とする意識は、特別養子制度にも反映している。特別養子制度は、子捨て／子殺しや非合法的な「実子斡旋」をせざるを得なかった母たちを救うために創られたはずだが、結果として、同制度が産んだ母親の責任を強く責めることになった。養子制度は、産むことと育てることを分離したシステムであるはずなのに、なぜそのようにねじれた制度ができてしまったのか。

それは特別養子制度成立過程をつぶさにみれば明らかになる⁴のだが、ここでは要点だけを述べよう。1959 年にはじめて「特別養子制度」が提案された際のその主たる目的は、未婚の女性の子が虚偽の出生届によって養親の実子になるという「違法行為」をなくすこと

にあったと思われる(我妻・中川・奥野ほか 1959)。当時、法制審議会民法部会小委員会の部会長であった我妻栄(1953)は養子制度の問題点を論じている。我妻は、相続問題や実子の誕生に際して、養親たちが虚偽の出生届を自ら無効であると申し立て、長年の奉仕にかかわらず養子たちが裸一貫で追い出されるということが珍しくないことを報告している。このように不利益を被る養子たちの救済とあわせて、虚偽の出生届を養親がせずに済むように「特別養子」は提案された。

その後、およそ 20 年間ものあいだ棚上げにされていた同法案だが、1973 年の菊田医師の実子斡旋事件と当時の子捨て／子殺し問題によって、立法化の議論が再燃する。菊田医師は困窮する母と子を救うための養子制度として「実子特例法」を提案し、そのなかに養子を出した実母の戸籍に出産・縁組の形跡を最初から残さない手続きを盛り込んだ。それは 1959 年に構想された養親子のための養子制度とは異なり、母子救済のシステムであった。

「実子特例法」はジャーナリズム、市民運動、地方自治体の支持を得たのだが、法務省と法学者の多くは菊田医師に反発あるいは批判的であった。立法化にあたっては、1959 年の「特別養子」案が原型となり、その結果として 1987 年に成立した特別養子制度は 1959 年の法案の設計のままで、実母の戸籍特別措置などの菊田案を採用しない制度になっている。つまり、1959 年の「特別養子」案、新制度成立期の立案者たちの議論、そして現在の特別養子制度の設計にはいずれも「実母」への視点と配慮が欠落している。

1959 年の特別養子法案は、虚偽の出生届による法律関係の矛盾解消という「戸籍の信頼性」に力点をおくため、実母の出産・縁組の戸籍への記載は必須と考えられた。多くの法学者は、産むことと育てることを分離する選択をした女性たちが、現実生きていく配慮の必要性を考えなかった。子どもを産んだ母親が育てるべきであり、育てられない母親は産むべきでないという原則の例外に位置するとされる女性を法律は基本的に支援しない。例外とされる女性への支援は戸籍の問題ではなく、福祉の機能に期待されるという見解が福祉の側からも提示された(鈴木 1987)。そこでは子どもの出自を知る権利が、実母がもつ戸籍特別措置の希望より優先される。

また、医師の高世幸弘は「国家が戸籍で出産していないと保証して将来の善良な夫をだます手伝いをするようになる」(朝日新聞 1985 年 12 月 3 日付)と実母の戸籍特別措置に反対している。これに対する反論として菊田医師(1986)は、女性を妊娠させた男性の戸籍には何も記載が残っていないという非対称性を指摘したが、法学者たちはこれを問題にしなかった。女性の身体の経歴を戸籍によって保証、公示することには、産むことと育てること云々ではない、別の次元の問題がある。

例えば、菊田医師を擁護した法学者の中川高男でさえ、実母に必ず出生届を出させ、戸籍に一度載せたあとに、縁組手続きのオプションとして特別措置を提示することが限界であった。その根拠は「子を産んだという厳粛な事実人間として否定されるべきではない」(中川 1986: 21)から女性の戸籍に記載するものである。戸籍の信頼性を修復していたはずの法学者たちは、いつの間にか戸籍をなにか絶対的なものであると位置づけてしまった。しかもこれは、非配偶者間人工授精(AID)児の父親について、ドナーが戸籍に記載されないことは不問にされるダブル・スタンダードでもある。1980 年代に展開した特別養子制度論でも AID 児をめぐる法的な問題は認識されていた(山本 1986)。

実母の戸籍の特別措置は、立法過程でほとんどの法学者、立案者が論外としたことあるのか、現在では取り上げられていない。米倉明(1987)は、同措置は将来的に未成年者や性犯罪被害者に適用の必要があると示唆したが、なお検討を要するとした。しかし、産むことと育てることの結合という原則から例外として配慮される対象が、未成年者や性犯罪被害者に限られるのは適切ではない。未成年者や性犯罪被害者は配慮や支援が受けられたとしても「特別視」される可能性があるし、また別の理由によって子どもを手放した女性は「避妊を怠った、ふしだらな成人女性」として、さらに厳しい立場になることが考えられる。産むことと育てることを切り離す議論は、妊娠の契機の如何にかかわらず、すべての女性に開かれるかたちで進められるべきである。

固定されがちな議論のなかで、山本正憲は母と子を救う養子制度を考えた法学者であった。実母の戸籍特別措置に反対する根拠として「子の出自を知る権利」が持ち出されることがあったが、山本は「養子のルーツ探しという避けて通れない厄介な問題は、戸籍ではなく、出生届、殊に出生証明書にしかるべき記載をすることにしておけばよい」(山本1986: 47)と言明する。確かに、子どもが出自を知りたい際のアクセスが戸籍で公示される必要はまったくなく、ただ出生証明書の保管で十分である。現在でも出生証明書の添付された届出は、受理後 27 年間保存されており(戸籍法施行規則 49 条 2 項)、必要であればこれの期間を延長するだけでよい。しかし、この案が検討、採用されることはなかった。

実母の戸籍特別措置に対する抵抗は、1970 年から 80 年代の社会情勢の反映かもしれないが、これには緻密な検討を要する。すくなくとも、特別養子制度は、1959 年から現在まで、養親による虚偽の出生届をなくすことに主眼が置かれ、子の養育環境という児童福祉の視点は欧米との比較養子法研究の影響で加わったものの、子どもを手放す実母たちへの眼差しは抜け落ちたままである。このような制度の下では、結果として「未婚の女性」たちは多くが中絶を選択し、「ゆりかご」も利用しないだろう。産むことと育てることの強力な結合は、「ゆりかご」の報道や利用状況、そして養子制度にも伺えるのである。1950 年代の虚偽の出生届も、1970 年代以降に問題化している子捨て／子殺しも、現代の未成年および若年の中絶や子殺しの問題も、その背景には産んだ子どもを手放す女性たちの苦悩がある。これらの女性たちへの理解と考察なくして、特別養子制度も「このとりのゆりかご」も、新たな議論へ進むことができない。

おわりに

本稿は「このとりのゆりかご」の報道や利用状況と特別養子制度の仕組みを通して、産むことと育てることの結合について考察した。この強力な結合は「ゆりかご」の報道の姿勢にもあらわれており、また養子制度の議論や設計にも影響を及ぼしていた。

2005 年にスタートした「このとりのゆりかご」を利用した人の過半数が、未婚者ではなく、育てるつもりで産んだものの育てられなかったと考えられるケースであった。未成年や若年層が妊娠・出産をして預けていくケース、すなわち産むことと育てることが最初から結合していないケースはどれぐらいあったのかは明らかではなかった。

産むことと育てることの強力な結合から生じる圧力が、子どもを生まれにくくさせている側面は否定できない。中絶するか育てるかの二者択一に女性たちを追い込んだ結果の一端が「このとりのゆりかご」の利用実態にも表れている。いま、産んで育てることの困

難と闘う既婚者／離婚者たちが、産んだら育てるという重圧のもとにいる未婚者たちよりも多く、「こうのとりのゆりかご」を訪れているのである。

日本の中絶は「チョイス」ではなく、ほとんど義務に近い。中絶をめぐる歴史が欧米と異なる日本は、欧米のプロライフが用意する「育てる／養子に出す」という選択肢の広さや、中絶を「チョイス」という欧米的なプロチョイスの感覚とは異なっていると思われる。日本ではむしろ、産むことと育てることを必ずしも連続させない選択肢、すなわち「養子」というのが女性の自由・権利として獲得されていくべき「チョイス」ではないだろうか。

菊田医師事件で菊田医師に抵抗したのは、法務省や法学者ではなかった。日本母性保護医協会と産婦人科学会が彼を非難し、新しい養子制度そのものにも反対したのである。諸外国においては、特別養子に類する制度に賛成した人びとは縁組の第一線にいるケースワーカーや産婦人科医であり、日本の産科婦人医の団体が同制度に反対したことは極めて異質であった。「実子特例法について」という座談会に出席した松山栄吉（当時の東京厚生年金病院産婦人科部長・東京大学講師）は、「我々産婦人科医の立場としては、とにかく自分の子供は親が望んで産むべきだというそういう根本原則があるわけですね。初めから要らない子供を産んで始末するというような考え自身がおかしいと思う」（中川・野田・松山ほか 1973: 17）と述べている。これこそが産むことと育てることの結合を絶対とする圧力である。

本稿は、産んだ母親が育てるべきという産むことと育てることの強力な結合の規範、子どもを育てる義務を果たせない母親は子どもを産むべきではないという規範について、産むことと育てることの結合／分離をめぐる、望まない妊娠をした女性たちが置かれている状況を検討した。日本の多くの女性たちは、中絶を「チョイス」ではなく義務や責任とする規範、産んだら自分で育てなくてはならないという緊張、そして現在の諸制度がもたらす困難のなかにいる。いま、日本の養子制度は「母と子のための制度」として設計し直されることが必要である。制度の障害が取り除かれ、女性たちが「育てられない子どもを産んではいけない」という意識から解放され、養子という選択肢を手にしたとき、それまでは生まれることのできなかつた子どもたちが世界に現われるだろう。しかもその子どもたちには「こうのとりのゆりかご」はもはや必要なく、母の手から新しい親のもとへと届けられるはずである。

【註】

- 1 日本に避妊を指導する受胎調節政策が導入されたのは、中絶の合法化より後のことである（荻野 2001）。現在の日本と欧米では、「中絶」のもつ意味合いが異なっていると考えられる。
- 2 日本家族（社会と法）学会第 25 回学術大会（2008 年 11 月 9 日・於中央大学）、シンポジウム「特別養子制度 20 年：子どもの幸せを求めて」における本山敦の配布資料より。
- 3 実際には、実母の戸籍に残る子の記載を消すテクニックがあり、それも養子斡旋の際に専門家が行うサービスに含まれている（朝日新聞大阪社会部 1995）。
- 4 特別養子制度成立過程や法学の議論の詳細に関しては、吉田(2009)で論じている。
- 5 AID は体外受精と異なって技術的に容易であるため、不妊治療の一つとして国内で 60 年近い歴

史があり、1万人以上が誕生しているとされる。また、1978年には世界初の「試験管ベビー」ルイズ・ブラウンが英国で生まれ、日本でも1983年に東北大付属病院で初の体外受精児が誕生しており、生殖補助技術への関心は高まっていたと考えられる。

【文献】

朝日新聞 1985年12月3日付

朝日新聞大阪社会部 1995『海を渡る赤ちゃん』朝日新聞社

蓮田太二「“こうのとりのゆりかご”設立にあたって」慈恵病院ホームページ

<http://www.jikei-hp.or.jp/yurikago/1-1.html> (アクセス日: 2009/03/08)

菊田昇 1986「出産・養子縁組のプライバシー保護は特別養子の必須条件」『新しい家族』8: 24-27

厚生労働省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告』

厚生省大臣官房統計調査部編『社会福祉統計年報』

熊本県少子化対策課 2008「“こうのとりのゆりかご”検証会議「検証結果の中間とりまとめ」について(要約)」

医療法人聖粒会慈恵病院 <http://jikei-hp.or.jp> (アクセス日: 2009/03/08)

中川高男 1986「基本的に賛成、ぜひ実現を」『新しい家族』8:19-21

中川高男・野田愛子・松山栄吉・原秀男・石川利夫・阿川清道・内藤頼博 1973「(座談会) 実子特例法について」『法の支配』26: 3-40

荻野美穂 2001「“家族計画”への道—敗戦日本の再建と受胎調節」『思想』925: 169-195

最高裁判所事務局『司法統計年報・家事編』

鈴木博人 1998「福祉制度としての養子制度」『法学新報』104(8, 9): 371-422

鈴木政夫 1987「特別養子制度を子の福祉のために」『ジュリスト』894: 64-66

山本正憲 1986「特別養子と戸籍—生まれながらの特別養子は？」『新しい家族』8: 45-47

読売新聞 2007年5月15日付, 2008年9月9日付

米倉明 1987「特別養子の成立をどう受け止めるべきか」『ジュリスト』895 (米倉明 1998『特別養子制度の研究』新青出版: 181-230)

吉田一史美 2009「特別養子制度と福祉—福祉制度の要請と特別養子制度の設計」『立命館人間科学研究』19 投稿中

湯沢雍彦編 2007『養子斡旋の国際比較』日本加除出版

我妻栄 1953「養親子関係の成立(1)(3)」『ジュリスト』33: 20-21, 35: 20-21

我妻栄・中川善之助・奥野健一・小澤文雄・村上朝一・唄孝一 1959「(座談会) 親族法の改正」『法律時報』31(11): 1245-1276